

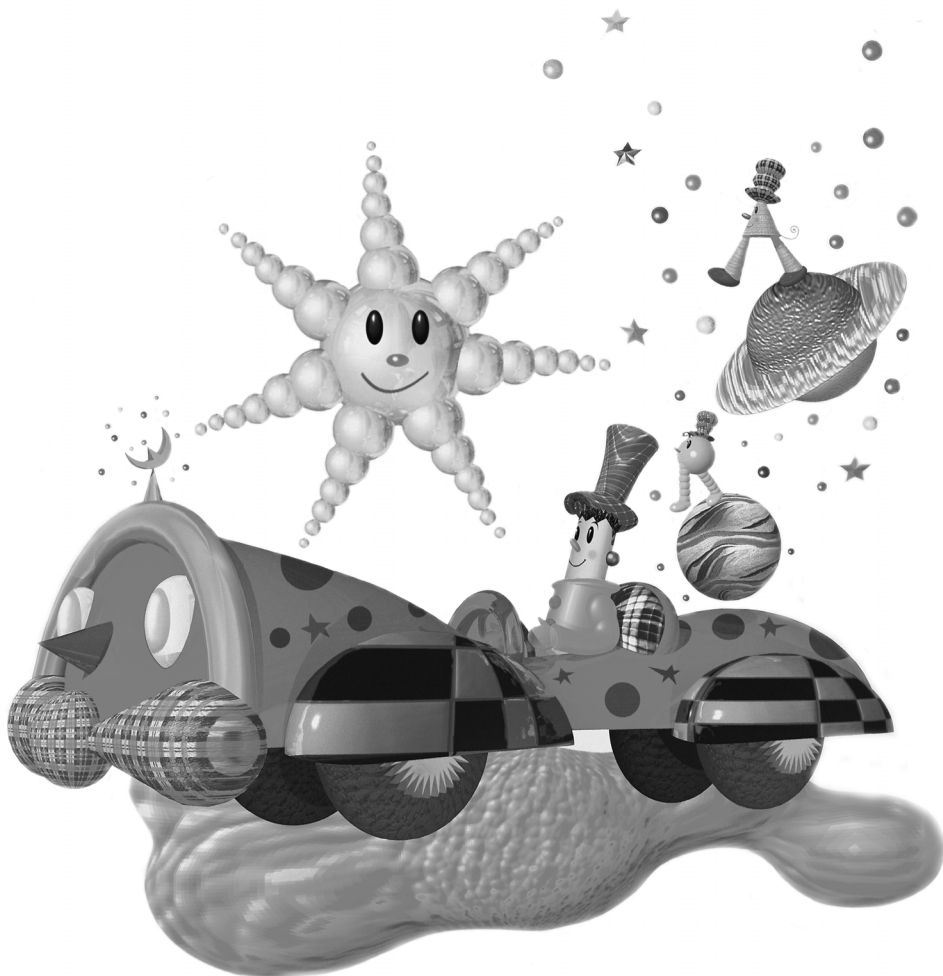
世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1999 July

7



CONTENTS

今月の特集

- 欧州各国のローカルループ開放政策 3
 欧州各国のローカルループの開放政策について紹介する。ドイツ、デンマークではすでに料金が決定され、オランダ、英国、フランスでも検討が進められている。
- 中国聯合通信の動向 10
 中国電信の対抗勢力として中国政府が育成に力を入れている第2事業者、聯合通信に関する最近のトピックスをまとめる。
- フィリピンの最近の通信事情 15
 フィリピンのフラッグキャリアであるPLDTにNTTが15%資本参加し、経営参加することが確実となった。動きが激しくなりつつある同国の最近の通信事情について概観する。

各国のテレコム情報

《米国》

- 低廉化が進む州際アクセスチャージ。今年の値下げ総額は17億ドルの見通し 28
 通信サービスの大口ビジネスユーザーの団体、International Communications Association (ICA) は、6月18日、既存地域事業者 (ILEC) が申請したアクセスチャージ値下げの総額を17億ドル (約2091億円) と見積もる報告を発表した。

《カナダ》

- BCT.Telus、カナダ東部のネットワーク構築 32
 ブリティッシュ・コロンビア州とアルバータ州を営業区域とするBCT.Telusがカナダ東部でのネットワーク構築を発表した。バル・カナダなどに対抗する動きが加速。
- モビリティ・カナダ、2つに分裂 36
 モビリティ・カナダはバル・モビリティとTelusモビリティに分裂することを発表した。昨年末ステントールの事実上の消滅に沿った流れである。

《英国》

- OFTEL、BT料金規制の見直しにあたり、セーフガード措置の適用を検討 37
 現在のBT料金規制が失効する2001年を前に、OFTELは5月、同制度の見直しにあたってBTとの調整が難航した場合に適用するセーフガード措置の検討に入った。

《オランダ》

- 汎欧州CATV事業者UPCの概要 39
 欧州を舞台にCATVシステムを利用した広帯域通信サービスの提供を目指すUPCの概要を紹介する。

《ニュージーランド》

- BT、クリア・コミュニケーションズを完全子会社化 43
 BTが進めるアジア・太平洋地域戦略の一環。ニュージーランドの次のターゲットはオーストラリアか。



今月の特集

欧州各国のローカルループ開放政策

細谷 毅

欧州各国のローカルループの開放政策について紹介する。ドイツ、デンマークではすでに料金が決定され、オランダ、英国、フランスでも検討が進められている。

欧州各国で、旧独占事業者が所有するローカルループ（加入者回線）開放に関する検討が進んでいる。特に最近は、インターネットを初めとする高速データ通信市場の拡大に伴い、ADSL等の既存回線を利用した広帯域サービスが注目を集めていることを背景に、多様な接続方法でのローカルループの利用が検討されている。また、欧州委員会においても、ローカルループのアンバンドルを含めたエンドユーザーへのアクセスが、本年の電気通信規制見直しにおける重要な検討項目とされる見込みである。以下に、欧州各国における現状を紹介する。

1. ドイツ

公衆に対しサービスを提供し、市場支配力を有する電気通信事業者であるドイツテレコムは、電気通信法第35条（1）により、ネットワークの相互接続を他事業者に提供する義務がある。この義務の詳細を定めるのがネットワーク・アクセス規則（Netzzugangsverordnung）で、以下のように規定されている。

- ・ローカルループを含む全てのネットワーク要素について、アンバンドルしたアクセスを提供すること（第2条）
- ・提供においては、自社が使用する場合と同等の条件とすること（第3条（1））
- ・他の事業者に対し、局舎内に必要な機器を設置することを許容すること（物理的コロケーション）、これが不可能な場合には経済的、技術的、運用上同等の



KDD RESEARCH



条件で提供すること（仮想的コロケーション）（第3条（2））

ドイツテレコムは、1997年12月にローカルループのアンバンドルに関する協定をいくつかの事業者と締結し、これらの事業者はドイツテレコムのMDFにおいて、加入者回線と直接接続することが可能となった（コラム（1）に相当）。規制機関REGTPは、この接続を行う際のドイツテレコムの暫定的な料金として、1回線あたりの月額料金として20.65マルク（約1,360円）を1998年3月に決定し、その後正式決定に向けた検討を行ってきたが、本年2月、1回線あたり月額料金を25.40マルク（約1,670円）、一時金を191.64マルク～337.17マルク（約12,600円～22,100円）とすることを発表した。この決定は、アンバンドルされたローカルループの料金に関するものとしては、欧州で最初のケースであった。この料金に対し、月額12マルク（約790円）を主張していた新規事業者は、ドイツテレコムのエンドユーザ向け基本料金（21.39マルク、約1,400円）より高額となったことを批判し、この決定を政府によるドイツテレコム優遇策であるとしている。一方ドイツテレコムは、最終的な料金として月額37.30マルク（約2,450円）を1月にREGTPに申請しており、決定された料金水準では低すぎるとしている。

1999年6月現在、ドイツテレコムとローカルループの提供に関する協定を締結している事業者の数は36となっている。REGTPは、多数の事業者が協定締結を行ったことにより、設定した料金水準の妥当性が証明されたとしている。なお、現在の料金水準は2001年3月末まで適用される。

2. オランダ

オランダの規制機関OPTAは、本年3月に、MDF接続でのローカルループのアンバンドル（コラム（1）に相当）に関するガイドラインを発表した。このガイドラインは、1998年6月に発表された特別アクセス（ネットワーク終端点以外でのネットワークへのアクセス）に関する諮問文書についての検討を経て発表されたものであり、この諮問文書で扱われていたその他の特別アクセス^(注1)については、別途ガイドラインが発表される予定である。

OPTAは、経済合理的な代替手段の存在や、容量の不足といった特別の事情がある場合を除いて、旧独占事業者であるKPNはMDFでのローカルループへのアクセスを提供すべきであると結論づけている。MDFでのアクセス提供により、回線の実

(注1)

諮問文書には、この他の特別アクセスとして、信号網へのアクセスや、キャリア選択等が挙げられている。



KDD RESEARCH



質的支配権は他事業者に移るとともに、エンドユーザはKPNからユニバーサルサービスの提供を受ける権利を失うことになる。

提供料金の具体的水準は発表されていないが、算定方法については以下のように規定されている。

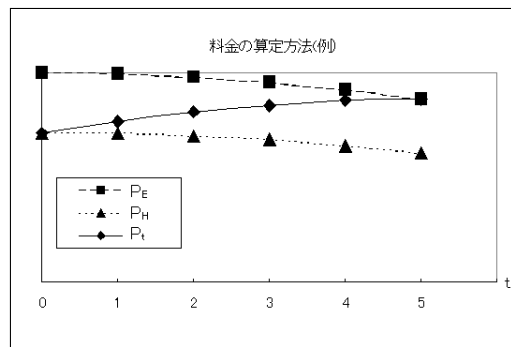
$$P_t = P_t^H + t (P_t^E - P_t^H) / 5$$

ただし、 t ：年数 (0~5)

P_t ： t 年目の料金

P_t^H ： t 年目における歴史的費用による料金

P_t^E ： t 年目における現在費用による料金



この算定方法は、歴史的費用によって算定した料金から、現在費用によって算定した料金に徐々に移行する仕組みになっている（移行期間5年）。KPNは、最初の料金 P_0 を速やかに決定し、OPTAの認可を得なければならない。 P_1 は本年7月1日に決定され2000年について適用、 P_2 は2000年7月1日に決定され2001年に適用、等となる。2005年以降は、KPNは自由に料金を決定できるようになる。この料金決定方法は、初期においては新規事業者が低水準でKPNの網を利用できるようにすることで、多くの事業者が参入し競争を促進することを狙い、後期に向けた料金上昇は、このような事業者の新規インフラ構築へのインセンティブとなることを目的としている。

KPNは、1999年4月時点で10社程度とMDFアクセス提供の交渉をしていることを明らかにしている。同社によれば、このうち実際に利用するのは5社程度となる見込みで、提供開始は1999年第4四半期を予定している。

3. 英国

英国の規制機関オフトは、広帯域サービスの導入に関する諮問文書「帯域へのアクセス：広帯域サービスをコンシューマに (Access to bandwidth : Bringing higher bandwidth services to the consumer)」を1998年12月に発表した。オ





フテルの加入者回線に関する従来の政策は、1996年7月に発表した"OfTel's Policy on Indirect Access, Equal Access and Direct Connection to the Access Network"で述べられており、BTは他事業者にMDFアクセスにより加入者回線をアンバンドルして提供することを義務づけられていなかった。これは、新規ネットワーク構築へのインセンティブを高めるといふ、オフテルの一貫した政策によるものであったが、同文書の中で、英国の市場構造に大きな変化が生じた場合は見直しを行うとされており、近年のインターネットの発達はこれに該当するとして、再検討を行ったものである。

諮問文書においてオフテルは、広帯域サービスの需要を検討する際に考慮すべき点と、現在検討中のサービスの例を挙げた上で (Chapter 2)、コンシューマ及び中小企業向けに広く高速アクセスを実現するサービスを提供するためには、現状ではBTの加入者回線 (メタリックケーブル) を利用してDSL技術を使うことが唯一の方法であるとしている。さらに、具体的な提供方法として、以下の5つのオプションを示している。

○オプション1：ローカルループのアンバンドリング (物理的アクセス)

ローカルループをMDFで物理的に他事業者に接続する (コラム (1) に相当)

○オプション2：Partial Baseband Leased Circuit

機器構成はオプション1と同じであるが (コラム (1) に相当)、他事業者はBTからローカルループそのものを賃貸するのではなく、ローカルループを使った専用回線相当のサービスを受ける契約をBTと締結する。

○オプション3：ビットストリームアクセス

BTが顧客宅内および収容局にDSLモデムを設置し、局舎内に設置した他事業者の設備とデジタル接続する方法 (コラム (3) に相当)。顧客は電話サービスについてはBTから引き続き提供を受けることもできる。

○オプション4：PVCアクセス

BTが設置するIPルータやATM交換機等で接続し (コラム (4) に相当)、相手先を固定した (Permanent) 仮想チャンネル (Virtual Circuit) を相互接続する事業者との間に設定する。BTはすでにこの方式によるサービスをロンドン北西部で試行的に提供中である。

○オプション5：間接アクセス

電話と同じような広帯域の公衆ネットワークを作って他事業者と接続する方法。エンドユーザは、電話と同じように、アクセスコードで事業者を使い分け





たり、事前選択によって事業者を固定したりすることができる。機器構成はオプション4と同じであるが（コラム（4）に相当）、コール毎に事業者選択を行う点異なる。

その後、諮問期間を経てオフテルは1999年7月に諮問文書"Access to bandwidth : Proposals for action"を発表した。ここでは、各オプションの扱いは以下のようにになっている（詳細は次号掲載予定）。

- ・BTにオプション2によるアンバンドルを義務づける
- ・BTはADSLの本格提供を計画しており、これが実現された場合、BTは免許の規定により他社に対しても同一条件の卸売（相互接続）サービスを提供しなければならないため、結果的にオプション4が実現されることになる
- ・オプション1、3、5は支持を集めなかった

4. フランス

フランスの規制機関ARTは、本年4月に諮問文書「地域通信市場における競争の発展（Le developpement de la concurrence sur le marche local）」を発表した。同文書では、フランスの地域通信市場の現状を分析した上で（Chapter 1）、英国と同様にいくつかのオプションを示している（Chapter 2）。また、それぞれのオプションを評価するためのポイント（Chapter 3）、規制の方法（Chapter 4）、料金の算定方法（Chapter 5）についても意見を求めている。

諮問文書で挙げられているオプションは以下の通りである。

- オプション1：ローカルループのアンバンドル（コラム（1）に相当）
- オプション2：ビットストリーム・アクセス（コラム（3）に相当）
- オプション3：PVCアクセス（コラム（4）に相当）
- オプション4：ローカルトラフィックの再販

フランステレコムが提供する電話サービスや高速サービスを、他事業者が再販できるようにする（エンドユーザへの実際のサービス提供はフランステレコムが行う）

- オプション5：加入契約の再販

オプション4をさらに発展させ、エンドユーザとの契約管理まで他事業者が行う





(注2)

Telestyrelsenは、1998年春に、テレダンマークはローカルループをアンバンドルし、競争事業者に提供すべきであるとの決定を行ったが、テレダンマークはこれを不服としてthe Telecommunications Complaints Boardに提訴した。提訴の結果、テレダンマークの主張が認められたが、上記1998年7月1日の法改正により、同社は結局ローカルループの提供を義務づけられた。

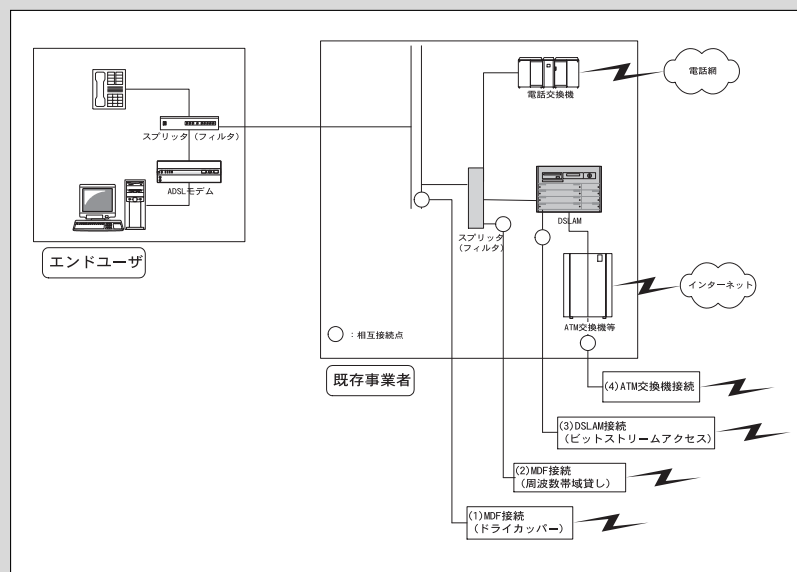
5. デンマーク

1998年7月1日に改定された電気通信法により、テレダンマークはローカルループをアンバンドルしての提供（コラム（1）に相当）を義務づけられた^(注2)。デンマークの規制機関Telestyrelsenは、この料金として、年額760デンマーククローネ（約13,000円）を決定している。テレダンマークはこの他に、付加料金を課すことができるため、トータルでは年額1,000デンマーククローネ（約17,000円）を越えると思われる。

Telia Danmark、Sonofon、TelePassport、Interoute、RSL Comの5社が、既にテレダンマークとローカルループ提供に関する基本協定を締結し、現在正式協定に向けて交渉中である。また、Tele2とMobilixは本年3月に一旦テレダンマークとの交渉を打ち切ったが、後者は現在交渉を再開している。料金水準に加えて、コロケーションの条件や使用可能な機器などが交渉のポイントとなっている模様である。

【コラム】ADSLを利用したローカルループのアンバンドルにおける機器構成例

本文でも述べたように、ローカルループのアンバンドルを行うための技術として、ADSL（Asymmetric Digital Subscriber Line）の利用が各国において検討されている。以下に、代表的な機器構成について簡単に説明する。





(1) MDF接続（ドライカップ）

ローカルループの収容局のMDF（Main Dist Frame：主要配電盤）で接続し、回線そのものを貸す形態。相互接続する事業者は、スプリッタ以下の機器を、局舎内（物理的コロケーション）あるいは近隣（リモートコロケーション）に設置する。

相互接続する事業者にとっては、回線の最も自由な使用方法が可能となる接続方法であるが、干渉など他回線への影響を考慮するために、接続機器の規格を設定する必要がある。

(2) MDF接続（周波数帯域貸し）

既存事業者が設置するスプリッタ（フィルタ）で相互接続し、相互接続する事業者は、DSLAM（Digital Subscriber Line Access Multiplexer）以下の設備をコロケーションする。

(3) DSLAM接続（ビットストリームアクセス）

既存事業者が設置するDSLAMで相互接続する。周波数帯域のコントロールを既存事業者が全て行うことができるメリットがある。その反面、相互接続する事業者とのインタフェースの規定が多種・複雑になるデメリットがあるとされている。

(4) ATM交換機接続

既存事業者が設置するATM交換機で相互接続する。将来ローカルループが光ファイバ化された場合にも、インタフェースを変更せずに利用可能。相互接続する事業者にとっては、機器のコロケーションが不要となるメリットがある。なお、NTTが本年秋に提供を予定している新サービス（「ADSLアクセスライン」）はこの方式である。

【文中の換算率】 1マルク=65.66円、1デンマーククローネ=17.38円

【出典・参考文献】

各規制機関ウェブサイト、TelecomMarkets（99.6.17/5.25/4.22, 98.12.17他）

「2005年へ向けた次世代ネットワーク構想 - 『次世代ネットワーク構想に関する懇談会』報告書」次世代ネットワーク構想に関する懇談会（1999.6）

日経コミュニケーション（1999.2.1/1.18, 1998.12.7/11.16）他



KDD RESEARCH



中国聯合通信の動向

近藤 麻美

中国電信の対抗勢力として中国政府が育成に力を入れている第2事業者、聯合通信に関する最近のトピックスをまとめる。

今年3月、情報産業部（情報産業省）が中国電信を固定・移動体・衛星・ページングの4つの事業体に分割すると発表したが、7月中に移動体部門を分離し、年内には分割が完了する予定である^(注1)。

中国電信が分割されれば、当面、中国聯合通信（Unicom）が中国で唯一の総合通信事業者ということになる。しかし聯合通信の規模は中国電信に比べるとあまりにも小さく、一応、主なサービス分野はすべて網羅しているものの、サービス相互の連携を活かした総合的な事業を展開するにはまだ個々の分野が未成熟という弱みがあり、今の段階では中国電信を分割しても結局、新たに4つの独占企業が生まれるだけという冷めた見方もある。

情報産業部も中国電信の独占体質によるサービス品質の低迷、巨額の負債に対する国民の批判は認識しているのだが、市場開放による競争原理の導入には依然として慎重な態度を崩さない。情報産業部としてはなんとか国家管理の下に効果的な市場競争状態をつくり出そうと、このところ第2事業者・聯合通信へのテコ入れに力を注いでいる。

<セルラー>

現在、聯合通信の収益の柱は携帯電話だが、それでも聯合通信のシェアは中国全体の携帯電話市場の1割にも満たない。ただ同社のGSMサービスの加入者数は急激なペースで伸びており、また今年3月にはCDMAサービスの提供も本格的に認可されたことから、今後、中国電信を脅かす存在になっていくと期待できる。

更に情報産業部は聯合通信のCDMA事業への支援策として、これまで北京、上海、西安、広州の4都市で試験的にサービスを運用してきた長城通信^(注2)のCDMAネットワークを聯合通信に譲渡することを決定した。これにより聯合通信は中国におけるCDMAサービスの独占的提供者となる。

(注1)

4事業体に分割された後、固定電話会社は更に6つの地域会社に分割される計画である。

(注2)

長城通信は旧・郵電部と人民解放軍による合併会社だったが、昨年の中国政府の組織再編の際に軍の通信事業への参画が停止され、人民解放軍が所有する通信ネットワークは情報産業部の管轄下になっていた。



KDD RESEARCH



■表1：中国の携帯電話加入者数

事業者	サービス	加入者数	市場シェア	加入者伸び率 (年間)
中国電信	AMPS/TACS	4,400,000	15.5%	-10.62%
	GSM	13,850,000	48.8%	121.05%
チャイナ・テレコム (香港)*	AMPS/TACS	950,000	3.3%	-19.95%
	GSM	6,630,000	23.4%	76.41%
聯合通信	GSM	2,100,000	7.4%	346.81%
	CDMA	450,000	1.6%	—

<出典>Global Mobile (99.6.24)

*チャイナ・テレコム(香港)は中国電信の子会社で、香港とニューヨークで株式上場している。広東省、浙江省、江蘇省の携帯電話ネットワークを運営しており、この3省はいずれも中国の携帯電話加入者数の上位10位内に入っている地域である。同社は中国電信の分割後は移動体事業会社の傘下に入る。また香港のCable & Wireless HKTにも約11%出資している。

<固定電話>

聯合通信は全国の主要都市を結ぶ光ケーブルとマイクロ波によるネットワークを所有している他、市内電話については天津、成都、重慶の3都市でサービスを提供している。

長距離・国際電話サービスの本格的開始については郵電網との相互接続が整い次第、年内に全国の25都市ほどで計画されているというが、詳細はまだ不明である。

<インターネット>

また5月下旬、中国国務院(中央人民政府)は聯合通信に対し中国で5番目のインターネット一次プロバイダー・サービスを許可した。

これまで中国では海外のインターネット・バックボーンとの接続を認められているのは、中国科技網(CSTNET)、中国公用計算機互聯網(Chinanet)、中国教育和科研計算機網(CERNET)、および中国金橋情報網(ChinaGBN)の4大ネットワークのみであった。これらに加えて今回、新たに聯通公用計算機互聯網(UNINET)にも国際ネットワークとの接続が認められることになり、聯合通信は今年秋頃の運用開始を目指している。

また先に信息产业部より認可されたインターネット電話の試験サービスも、中国電信、吉通通信に続いて6月18日から12都市で始まった。試験運用は10月頃まで続けられ、正式な免許は年内に発行される予定である。





●中国聯合通信の動向

<ページング>

中国電信の組織のうち、ページング部門は既に昨年中に国信尋呼（Guoxin Paging Company Ltd）に分社化されているが、同社は聯合通信のページング部門に吸収合併されることになった。

国信尋呼の加入者は約4,000万人（1998年末時点）で中国のページング市場で約6割のシェアを占めている。対する聯合通信のページング・サービスは5月現在、45都市で約251万件の利用者があり、規模は中国第2位とはいえ、国信にはるかに及ばない。国信尋呼の売上は聯合通信全体の売上も上回っており、国信尋呼は聯合通信にとって重要な収入源になるものと期待されている。

しかし中国でもページング・サービスの伸び率は今後、鈍化傾向にあると考えられ、信息产业部は乱立しているページング業者の整理統合にとりかかっており^(注3)、国信と聯通の合併はその一環でもある。

<株式上場計画>

聯合通信は1999年度の経営目標を以下のとおりとしている。

■表2：聯合通信1999年度経営目標

	内 容	投 資 額
移動体	・190都市に570万回線以上のデジタル移動体網建設 ・新規加入300万人獲得、シェア12%を目指す	238億元 (約3,570億円)
長距離電話	・市外電話交換局11局建設、11.7万端子新設・10月から本格的なサービス開始、年内にサービス地域を67都市に拡大する	37億元 (約555億円)
データ通信	・12都市でIP網構築 ・90都市をカバーするデータ網を建設	20億元 (約300億円)

またCDMAネットワークの拡充に70億元（約1,050億円）を投資するほか、2000年以降は、

○移動体網を毎年1,000万回線ずつ増設し、2003年までに総容量5,000万回線を達成する。それにより加入者数3,500万人、シェア30%を目指す

○2000年中に250都市でIP電話、インターネット接続、マルチメディア・サービスを提供、データ通信市場のシェア30%以上獲得を目指す

を目標に掲げている。

大規模な設備投資計画にも関わらず、先頃「中-中-外」による外資調達を禁止

(注3)

信息产业部の報告によると、中国のページング業者は中国全体で約2,100社。北京だけでも100あまりの事業者がひしめきあっている。中小事業者の乱立は周波数の有効利用を妨げると信息产业部は問題視しており、今後2,3年以内に加入者3,000人未満の小規模事業者の免許は取り消す可能性もあるとしている。そのような小規模事業者は中国のページング市場全体の3分の1を占めていると見られる。



KDD RESEARCH



されたことから^(注4)、同社の資金繰りは厳しい状況に置かれている。

中国政府は「中-中-外」に代わる合法的な資金調達的手段として株式公開を検討している。チャイナ・テレコム（香港）の先例にならい、聯合通信の部門の中から優良企業と見られるセルラーやページング会社を香港とニューヨークで上場する計画と見られる。同社では早ければ今年秋頃に上場を実現し、これにより10億ドル規模の収入を上げたい考えである。

＜新ライバルの登場＞

聯合通信は一連の施策を通して「今年こそ聯合通信の発展の年」と意気込むが、一方で中国政府は聯通に続く競争事業者を新たに誕生させようとしている。

中心となっているのは聯合通信にも出資している鉄道部（鉄道省）で、「中国鉄道通信情報集団公司」（China Railway Telecommunications and Information Group）を設立、国務院の承認を求めている。

鉄道部によると、同部は全長12万キロメートルに及ぶ通信回線、6万6千キロの長距離ネットワーク、およびデジタル短波回線等を所有しており、列車の運行管理等で培った情報通信サービスのノウハウも十分に持っていると自信を示している。

また鉄道部は今年初めに中国科学院、国家広播電影電視総局（ラジオ・映画・テレビ総局）および上海市政府と合同でChina Network Communications Corporation (CNCC) を設立、北京、上海、広州等の主要15都市間を結ぶ中国高速ネットワーク・デモンストレーション・プロジェクトを進めており、新会社の社長にはAsiaInfo^(注5) 創業者のEdward Tian氏が迎えられた。同氏は、将来的に鉄道部のネットワークと国家広播電影電視総局のCATV網^(注6) を接続し、通信・CATV・インターネットの融合的なサービスの展開を考えているという。鉄道部は他にも北京ベルと共同で全国60都市以上をカバーするインターネット・バックボーン「CRNET」の建設計画も進めている。

ようやく電話サービスを本格的に始めようかという段階の聯合通信にとって、政府機関が全面的にバックにつき、IP中心のサービスで攻めてくるライバルの登場は、かなりの脅威となるかもしれない。

(注4)

聯合通信（中）の子会社（中）と外国企業（外）の間で通信コンサルタント等の合弁会社を設立し、そこを通して外国企業から得た資金を聯合通信の事業に投入し、収入の一部を合弁企業を通して外国企業に還元する。中国では電気通信業務への外資参入は認められていないが、子会社を隠れみのとするこの方法が方便として利用されてきた。しかし中国政府は昨年未から「中-中-外」に対する取締まりを強化し、同手段を違法であると断定、聯合通信は外国企業への利益配分を停止するとともに、合弁事業の解消等、外国パートナーとの提携関係の見直しを進めるよう求められている。

(注5)

テキサス工科大出身のTian氏が1994年に設立したシステム・インテグレーション会社。テキサスの小規模なISPからスタートし、95年に中国に進出、ChinaNETをはじめ75以上のインターネット網の構築や中国語コンテンツの立ち上げに携わり、中国のインターネット普及の立役者を自認する。現在は北京に本社を置き、上海、広州、武漢、成都、香港、サンタ・クララ（カリフォルニア州）にも拠点を構える。98年度の売上は約6千万ドル（約73億8千万円）。

(注6)

中国国信証券発展研究センターの報告によると、1998年末現在、中国のCATVの加入者は約8千万件、普及率は17%。一部の地域ではCATV回線によるインターネット・サービスも始まっている。



KDD RESEARCH



●中国聯合通信の動向

【文中の換算率】1元=15円、1ドル=123円

【出典・参考文献】KDD北京事務所報告（6.25、6.18、6.14、6.10、6.3、6.1、5.24、5.10、4.30、4.7）、KDD上海事務所報告（5.17、4.7）、CTC News（6.5、4.20）、Telenews Asia（6.16、6.3）、AsiaALERT/ Pyramid Research（6.8、6.1）、TR International（6.11）、Asian Wall Street Journal（6.9、6.8、6.3、5.31）、Telecoms & Wireless Asia（6.11）他

■参考：聯合通信年表

1994年 7月	・中国聯合通信の発足を中国国務院が承認。 (2000年までに国内長距離で10%、移動体で30%のシェア獲得を目指す)と発表)
10月	・ベルサウスとネットワーク整備協力で合意
1995年 1月	・GTEと合弁会社設立の覚書を締結
6月	・シンガポール・テレコムとネットワーク技術協力を締結
7月	・北京、上海、天津、広州の4都市でGSMサービスの提供開始 ・NTTインターナショナルと江蘇省および浙江省におけるGSM事業の合弁会社設立で合意 ・聯合通信尋呼公司 (Unicom Radio Paging Company Ltd) 設立
1996年 2月	・テレノールとページングサービスに関する技術協力で覚書締結
8月	・フランステレコム子会社とGSM網構築に関する契約締結
9月	・ドイツテレコムとGSM網構築に関する合弁会社設立
1997年 5月	・四川省、天津市、重慶市における市内電話網運用許可を取得
6月	・国内VSATサービス免許を取得
7月	・天津市内電話網完成
1998年 8月	・天津市内で固定電話サービス開始
11月	・GSM全国免許を取得。地方政府の認可不要で全国展開が可能になる
1999年 2月	・成都、重慶における市内電話サービス開始
4月	・IP電話サービスの試験免許を取得
5月	・信息产业部、長城通信のCDMA網を聯通に譲渡すると発表 ・中国第5のインターネット基幹網プロバイダーの認可を受ける ・国信尋呼 (Guoxin Paging) の合併発表 ・聯合通信のSIMカードが不当販売に当たるとして販売差し止めになる
6月	・北京、上海等12都市でIP電話試験サービス開始

(各種資料に基づきKDD総研作成)



KDD RESEARCH



2. 政策、規制機関

(1) 国会 (Congress)

民間通信企業への基底的な事業権 (Franchise) の付与に関して唯一権限を持つ。

(2) 運輸通信省 (DOTC: Department of Transport and Communications)

通信産業や通信インフラの振興にかかわる長期的視野に立った政策や長期計画の策定を実施する。現在進行中の長期計画としては、国家電気通信発展計画 (National Telecommunications Development Plan, 1991-2010) がある^(注1)。なお同省は、大統領府 (Office of the President) に直接報告する。

(3) 国家通信委員会 (NTC: National Telecommunications Commission)

運輸通信省の下部機関で、ユーザー利益を第1の視点として、DOTCにより策定された政策を執行する機関 (規制監督機関で実務担当) である。主な機能は下記のとおり。

①Certificate of Public Convenience and Necessity (CPCN) の発給

和訳すると公益事業免許証といったところだが、具体的な対象産業としては、通信産業、放送産業、その他の類似産業を指す。

②通信事業者の基本的通信サービスにかかわる地理的サービスエリアの決定、関連規定の制定と規制行為。

③無線電話、無線電信などの無線通信 (アマチュアを含む)、ラジオ放送、テレビ放送の周波数利用にかかわる許可付与。

④ITUによって割り当てられた特殊サービス用周波数のサブアロケーション

⑤CPCNの発給にかかわるルール、規則、標準、仕様の制定。これらの執行と管理。

⑥通信の改善、発展を目的とした、電気通信と関係のある他の政府機関やその他団体との調整や協力

⑦より広範で効率的な電気通信、放送サービスを振興するため、また、私企業間の公正競争を確保するため、公共の安全性、利益の観点から、ルールや規則を発布。

(注1)

この他に、通信と関係のある政府計画として、中期フィリピン発展計画 (Medium-Term Philippine Development Plan, 現サイクルは1999-2005) が存在している。





なお、次の具体的事項がNTCの最も重要な役割である。

- ・ Provisional Authority (PA) の発給
網展開に関する仮免許のこと。通常1年更新である。
- ・ Certificates of Public Convenience and Necessity (CPCN) の発給
定期的更新やNTCによる事業者評価、チェックといったことのない永久的な免許。これはPAに立脚してNTCと約した網展開が実現した時点で始めて付与される。通常15年間の有効期間。^(注2)
- ・ 周波数割り当て
国家無線周波数割当テーブル (NRFAT) を用いた周波数の割り当て。必要があれば2年毎にNRFATは見直される。
- ・ タリフの決定
事業者のタリフの認可と監督。基本電話サービス (市内、長距離、国際) とセルラー電話サービスのタリフは、事業者にとってNTCの事前認可が必要である^(注3)。

(4) 電気通信局 (TELOF: Telecommunications Office) 、 地方自治体電話事業局 (MTPO: Municipal Telephone Project Office)

運輸通信省の下部組織。前者は、政策、規制機関ではなく運用機関であるが、参考までに記載する。過疎地域、農村部において限定的に電話、電信サービスを提供している。

後者は、共和国法第6849号 (別名、Municipal Telephone Act) により設立された組織で、全国規模で通信の未整備な地方自治体 (市、町等) の通信を改善することを使命とする。運用機関ではない。

3. 1993年の通信自由化

(1) 大統領令第59号

1993年2月に発布された大統領令第59号 (相互接続義務指令) により、PLDT等全ての事業者は他の事業者との電話網における相互接続が義務づけられた。これにより、ユーザーがネットワークの広がり (通話相手の拡充) を享受できる制度的基

(注2)

フィリピンでは通信事業者になりたい場合、まずは国会から認可を得なければならない (基本的事業権の取得)。この後で、NTCよりCPCNを受けることとなる。CPCN付与の前段として、NTCはまずPAを付与する。

(注3)

PLDT等が、ペソの対米ドルでの為替変動に沿ってタリフを微調整する作業に関しては認可不要。



KDD RESEARCH



(注4)

NTCは、新規事業者やPLDT以外の既存事業者（例：ETPI）に国際通信免許やセルラー免許を付与するとともに、当該事業から得られた収入の一部による担当地域での一定数以上の加入者線敷設を義務づけた。この結果、固定電話の普及率は、1993年の1.21%から1997年の4.66%に上昇した。なお、フィリピンでは、市内電話料金（定額制）が実際のコストを考えると非常に安く設定されている。他の長距離、国際等からの内部補助がなせる業であるが、歴史的にラストワンマイルについては user friendly になっている。リバランシングへの動きがある一方で、今後のインターネット利用喚起を考えると望ましい面もある。

盤が成立した。

(2) 大統領令第109号

1993年7月に発布された大統領令109号により、内部相互補助による加入者線敷設の拡充^(注4)という本音の併存目的があったものの、フィリピンの通信事業界は自由化に大きく梶をきり、事業者が多く現れた。同大統領令施行の結果、10の市内網事業者、10の国際事業者、5のセルラー事業者、14のページング事業者、10の業務用無線事業者など、計65の事業者が生まれたとの報告もある。また、この併存目的の実施により、インフラ拡充はかつてなく進んだ。

4. 最近の規制緩和の動向

現状、ドラスチックな一層の規制緩和の動きは見られない。PLDTの一層の民営化については、政府株（PLDTの未上場株の一部）を仮差押えしたフィリピン汚職摘発委員会（Presidential Commission of Good Governance）がこれに挑んでいる。この問題は現在上院による検討下であり、PLDTの更なる民営化が進展するとすれば、上院のヒヤリング終了後である。

なお、NTCはインターネット電話の合法性を明確化するため、共和国法第7925号の実施規則を見直す見込みである。

5. 主な事業者

主な事業者の一覧については別表のとおり。なお、以下に注目に値するいくつかの事業者について触れる。

(1) Philippine Long Distance Telephone Company (PLDT)

(www.pldt.com.ph)

フィリピンのフラッグキャリアであり、歴史的には中央政府系の流れを汲む。ただ、1928年の設立当初から民間資本が大きく、最初から民営だったと言える。100年間、つまり2028年までの事業権を持っており、提供サービスの観点からは総合通



KDD RESEARCH



信事業者である。1998年11月にインドネシア系香港財閥のFirst Pacific社が支配的株主（17.2%）となり、政府系（PCGG）の所有率、Pilippine Telecommunications Investmentの所有率はこれより下位となっている。

PLDTは、固定電話網の加入者線については、関連会社のPiltel、Smart分を加えれば約70%を押さえるとともに、携帯電話加入者についても関連会社のPiltel、Smartが合計約80%を押さえている。なお、Piltel、Smartは近く合併し、PLDTの完全子会社となる予定である。

First Pacificから送り込まれた現在のPangilinan社長以前は財閥のコファンコ家などが社長を出しており、経営や経理に緻密性を欠いてきたとされる。Piltelの経営も含め、過去の負の遺産の整理に1999年度内はかなりの労力を割かれるとPangilinan社長は漏らしている。

さて、次に述べるようにNTTが15%の資本を持つとともに経営参加することが公表されており、同社は当面の戦略的パートナーにNTTを選んだ。NTT資本参加が実現した時点で資本構成も変わる（First Pacific：23%、NTT：15%）。アセアン多国籍企業の活躍の場は当面は同地域を中心とするアジアであると見込まれ、日本の多国籍企業のアジアへの展開も盛んであるので、アジアを重点地域と考えているNTTとのアライアンスには意義があろう。

(2) Smart Communications (www.smart.com.ph)

1991年、インドネシア系香港財閥のFirst Pacific社を中心に設立された。よって、当初はPLDTの対抗勢力であった。また、設立に際してはNTTが15%の資本を投じるとともに経営参加した（所有率は後に37%に引き上げ）。

転機は、1998年11月のFirst PacificによるPLDT経営権の掌握により訪れた。これにより、PLDT、Smart、NTTの連携が明確化した。こうした流れのなか、ほぼ予想されたことではあるが、1999年6月以下が発表された。

- ・NTT所有のSmart株（37%）のPLDT株への転換、NTTによる新規PLDT株引き受け。これにより、NTTはPLDTの主要株主へ（15%）。PLDTはSmartの大株主へ（93%）。
- ・PLDT主導によるSmartとPiltelの合併。合併会社のPLDTの完全子会社化。

Smartは移動体電話を中心に、地域電話や国際電話も手がける。よってこの意味





●フィリピンの最近の通信事情

で、総合的な通信事業者であり、親会社のPLDTも総合的な事業者であるので、今後何らかのグループ内整理統合も考えられる。

Smartは1999年4月にETACSに加えてGSMも開始し、現在フィリピンでもっとも加入者の多いセルラー事業者となっている。網構築技術面、マーケティング面、料金収納管理面など種々の面で優れていた結果とされる。

(3) Bayan Telecommunications, Inc. (Bayantel)
(www.byantel.com.ph)

Bayantelは1995年に設立された。主要株主は、地元財閥であるロベス・グループ内の持ち株会社であるBenpres Holding Inc. (67%)、米国Bell Atlantic (20%) である。

Bayantel自身も通信事業に関する持ち株会社の性格を持ち、傘下にICC (国際通信、地域電話等)、RCPI (国内記録通信、公衆電話等)、EVTELCO (市内電話)、NATELCO (市内電話) を持つ。傘下のICC (International Communications Corp.) は、かつての記録通信事業者 (専用線、テレックス、電報などの非音声サービス) の流れを汲む。

Bayantelが注目されるのは、以下に示すようにPLDTへの対抗勢力形成に向け一つの核になっている点である。

・Globeとの合併交渉の存在

Bayantelによると交渉は一時途切れていたが、1998年11月再開され、現在はそれぞれの会社の価額評価の問題が残っているのみという。また、Bell Atlanticといった株主も支持しているとのこと。

・TelicPhil (Telecommunications Infrastructure Corp. of the Philippines) の筆頭株主

TelicPhilはPLDTの対抗勢力が形成したバックボーン網提供会社であり^(注5)、1999年3月運用を開始している。現在のTelicPhilの株主構成は下表のとおりで、Bayantelが筆頭である。

(注5)

1993年の大統領令59号にもかかわらず、PLDTの相互接続拒否姿勢が目立った。また、PLDT網におけるそもそもの容量不足問題、さらに高額な接続料金の懸念もあった。こうしたことから、ICC Telecoms、Globe Telecom等の事業者は、独自に長距離網建設の計画に出たが、無秩序を懸念したNTCはPLDTに対抗する国内基幹網事業者は当面1社との判断を下した。この結果、1995年2月、相当数の事業者によってTelicPhil設立が合意された。



KDD RESEARCH



■TelicPhilの資本構成

事業者	所有率 (%)
Bayantel	80.1
Smart	6.0
Globe Telecom	4.8
Extelcom	4.2
DigiTel	2.1
ETPI	1.7
PT&T	1.1
計	100

(4) Globe Telecommunications Philippines, Inc. (Globe Telecom)
(www.globe.com.ph)

かつての記録通信事業者（電報、専用線、テレックスなどの非音声サービス）の流れを汲む。

現在、シンガポールテレコム、現地資本のAyala Corp.の出資比率がそれぞれ38%で、大株主となっている。

1999年4月にGSMサービスを追加したSmartには対抗意識を燃やしており、Globe同様GSMを提供するIslacomとは糾合の動きがある。GlobeはBayantelとの合併の動きも報じられていることから、PLDT対抗勢力結集の一つの核といえる。

(5) Bell Telecommunications Philippines, Inc. (BellTel)

全国規模で、市内、長距離、国際の免許（PAの段階。1997年9月に取得）を持つ事業者であり、大統領令109号によって加入者線敷設エリアを割り当てられた他の事業者と性格を異にする。現在、CDMA技術による無線式電話加入者線（Fixed Wireless Access）を重視してインフラ整備を進めている。現状100%フィリピン資本であることも特徴的である^(注6)。

(6) Eastern Telecommunications Philippines, Inc (ETPI)
(www.easterntelecoms.com)

大統領令109号に基づく電話加入者線敷設義務地域において、地方に加えてマニラの一部も与えられた4社の一つ。C&Wにより40%所有されており、同社のアジア戦略の手足の一つである点において注目される^(注7)。

(注6)

1998年初頭、米国のSBCとの間で資本提携の話も出たが、通貨経済危機の影響を受け、話し合いは遠のいた。

(注7)

C&Wは、アジアの2大市場である日本と中国については、（それだけで十分とは言えないが）C&W IDC、C&W HKTによって楔を打った。アセアンについても、それぞれの国の通信産業の開放見合いとはなるが、英国を代表するキャリアの一つである同社の展開は注目される。



KDD RESEARCH



6. インフラ整備動向

(1) 固定電話網

93年の自由化を契機に、新興事業者だけでなくPLDTの積滞一掃プログラム (Zero Backlog Program) も手伝い、電話普及率は急上昇した。しかしながら、電話普及率は現状5~6%であり、一つの目安である10%にはまだ遠い。加入者回線利用率 (遊休回線率の問題) と移動体電話普及の動向を見つつ、引き続き設置の促進が必要となっている。

(2) 移動電話網

従来からのセルラー電話については、1997/1998年の通貨経済危機で顧客ベースの伸び率には影響が出たものの、かなり高い成長を維持した。その理由として、PLDTによる固定網拡充の遅滞と93年の自由化を契機とした急速なセルラー設備拡充、価格競争による料金低下、事業者による端末の無料配布、コンシューマ層の通信手段への渴望があげられる。^(注8)

年度	年度末加入者数	対前年増加率
1996	912,000	約100%
1997	1,325,000	約45%
1998	1,600,000	約21%

(出典: Pyramid Research社資料)

なお、移動体電話については、1999年にPCS免許の入札が予定されている^(注9)。フィリピンで言うところのPMTS (Public Mobile Telephone System) 免許で、デジタル技術である。免許数は9であり、20の企業が名乗りをあげたが、うち11が応札について適格とされている。

ドラフト指針によると、国は4つのサービスゾーンに分かれる。すなわち、首都地域、Metro Manilaを含まないLuzon、Visayas、Mindanaoで、地域毎に3事業者まで許される。また、免許取得事業者は最低15万回線の固定加入電話線の敷設義務を負うLECとなる。敷設期限は免許取得日から3年以内で、具体的な敷設地域については、NTC/事業者の合意で決まる。

(注8)

他方、不正加入行為 (cloning) や料金滞納というマイナス面は出た。理由の一つとして、多くの他のアジア諸国と異なり、フィリピンには依然アナログシステムが多い (約80%) ことをあげうる。しかし今後は、品質のみならず不正への防御面で性能が向上するデジタルシステムが急速に普及すると見られる。

(注9)

1998年の予定が遅れたものである。BellTelが、セルラー上位のPiltel、Smart、Globeを応札から締め出す訴えを起こし、NTCが裁判所の判決を待ったためである。しかし、NTCの客観的行動基準はあくまでも次の3点である。

- ・オープンな入札
- ・NTCがPCS需要の出現を客観的に認めること
- ・セルラー電話のケアが及んでいない地域への投入とすること

アナリストの一部には、NTCは1999年にこだわることなく、通貨経済危機後の経済回復が本格化する (=通信ニーズが高揚する) のを待って入札するだろうとの見方もある。





(3) 次世代網

NTCは、次世代サービスはIP網で提供されるべきものと信じている。一つには、伝統的な国際電話サービスにおける計算料金の低下が、市内網への内部補助リソースを乏しくしており、あるいはこういった構造を打破するかもしれないVoice over IPにも期待している模様である。

ATMについても特に企業網をサポートする上で重視しており、1999年の後半における導入が期待されている。なおIPとATMの関係について、NTCは、ATM over IPが技術的に正当な方向と信じている。

7. インターネット関連事情

フィリピンも多分に漏れず、インターネットは急速に普及してきたと言える。その理由としては：

- ・メールが郵便よりも確実にデスクトップに到着する
- ・海外のフィリピン人は数百万人と言われ、本国との通信にインターネットも利用
- ・インターネット利用に不可欠な英語に抵抗がない

といった点をあげることができよう。

1995年の電気通信政策法以前は、ISPのような付加価値サービス事業者も、事業開始に当たっては、国会の許可、CPCNが必要であったが、同法により、PAだけで事足りるようになっている。ただ、PAにより事業展開を行う付加価値サービス事業者は、網を所有することはできない。網を所有する場合は、国会の許可、CPCNが必要となっている。

■RA7925号成立以降3年間の増加

	95年末数	98年末数
ISP	19	100
Internet加入者	5,000	150,000

(出典：Pyramid Research社資料、Advisory Service)



KDD RESEARCH



(注10)

同じくロベス家所有の企業グループに属するフィリピン最大のCATV事業者であるSkyCableのサービスと共同でマーケティングされており、今後、インターネットを触媒とした通信と放送の融合の局面において、先駆的役割を果たす可能性がある。

なお、最近PLDTによるマニラ第2のCATV事業者であるPhilippine Home Cable Holding Inc.の買収予定も発表されている。

(注11)

3年に及ぶ法廷闘争の結果、1999年4月、PLDTとETPIの相互接続協定が成った。ETPIはこれまで、PLDTと相互接続を持たない唯一のキャリアであった。PLDTとETPIの間には特別な契約があり、PLDTは香港、シンガポール、台湾宛（これらはドル箱対地）の国際通話に関し、ETPIのゲートウェイを通さなければならないこととなっている。ETPIにはC&Wが40%出資しているため、C&W HKTはフィリピンの接続先をETPIに限定していた。PLDTはETPIによる対香港国際電話の独占が解消されるまで、ETPIとの相互接続を拒否する方針であった。

(注12)

Digital Telecommunications (Digi-Tel) とPilipino Telephone Corp. (Pitel)。

(注13)

ラモス政権下、PLDTは3段階による市内料金値上げの権利を獲得している。

- ・第1段階 最大60ペソの値上げ
 - ・第2段階 第1段階終了後7ヶ月以内に最大30ペソの値上げが可能
 - ・第3段階 従時間制課金の導入
- 政治的、社会的理由により、第3段階の実施についてはNTCから反対されているが、最終的には消費者団体、キャリアなど全関係者の意見を聴取した上で、NTCが決める。



KDD RESEARCH

主要な事業者としては、PLDT傘下のISPで最大の顧客ベースを持つInfocom、ロベス家所有の企業グループに属するSkyInternet^(注10)、PLDTの高額な陸線をバイパスすべくフィリピン初の衛星ベースを開始したISPであるZaknetをあげることができる。

8. PLDTとの相互接続問題

いまのところ現実の相互接続料金はまちまちであるが、PLDTは、接続している全事業者に適用される標準的な相互接続料金を検討中であり、新しい料金は現在のものよりも安くなる見込みである。PLDTの新経営陣誕生以来、相互接続問題にも進展ムードが感じられる^(注11)。

相互接続問題は、事業者間交渉がデッドロックに陥った場合などにNTCが噛みうるクリティカルなものであるが、これまで裁判所などに下駄を預ける弱腰姿勢が感じられたNTCもコストを正當に反映する方式の検討を行っている。

9. その他

以下に特記的と思われることをランダムに列挙する。

(1) 市内料金の従時間制化の問題

現在、2社を除く全キャリアが、市内料金を定額制としている。当該2社^(注12)については、LMS (Local Measured Service)、つまり課金計で図った従時間制の市内電話サービスを提供している。

1920年代から定額制を続けているPLDTもLMSを導入したいと懇願しているが^(注13)、消費者団体から激しい反発を浴びている。他のキャリアについても、LMS導入を考慮していたが、政治社会的な配慮、費用対効果の観点から、懇願提出には至っていない。

なお、日本などでもNTTが定額制に向けて動き出したが、前述のように一般家庭のインターネット利用普及という観点からすると定額制が望ましいだろう。事実、



業界団体のPhilippines Internet Service Organization (PISO: www.piso.org.ph)は従時間制料金の導入に強く反発している。よって、規制機関NTCの今後の判断は非常に重要である。

(2) 地域割り当て制度 (SAS: Service Area System) 見直しの動き

政府は、キャリアの加入者線敷設地域制度におそらく見直しをかける。これは地域割りそのものの見直しではなく、加入者回線設置が遅れている地域に、他の地域で回線設置を実行したキャリアを参入させるというものである。^(注14)

(3) フィリピンの国内電話およびIDD料金の特徴

タリフが米国ドルに連動しているのが特徴である。つまり、タリフはドル建てとなっており、IDD料金については、中央銀行が示す為替により、毎月ペソ表示が計算され変動している。国内電話料金も、20日間の変動値の平均が特定の変動幅からはずれた時に見直される。

また、国際清算の世界では、フィリピンはIDDの発着比率がおよそ1対3で着信が非常に多く、受け取り国である。

以上は、ペソが弱含んだ場合、ペソによる収納料金増、計算料金(ペソ換算)の受け取り増につながり、通信事業者にとっては潤い方向に働く^(注15)。

(4) 公専公接続による電話サービス

現状禁止されている。また、コールバックサービスも禁止。

(5) CATV

伝統的な地上波放送事業者が外資を認められていないのに対し、CATV事業者は、大統領令436号によってこれを認められている。ただし、同じく同令により、電話サービス提供は現状認められていない。高速インターネット接続サービスについては、これを妨げる法律はないと考えられるが、CATVに使われている古い技術がこれを阻んでいると言われる。

(注14)

SASは大統領令第109号の線上で、1995年に導入された。現在のところ、2つの事業者(PhilCom、PT&T)が期限内設置に失敗している。他の事業者については、1998年末までに設置を完了した。他事業者地域で最初に加入者線設置の免許を得ると見込まれるのはICC/Bayantelであろうとの報道がある。

(注15)

当然のことながら、外貨建ての調達設備にかかわる債務においてはペソ下落によるマイナス影響を受ける。また、逆にペソが強含んだ場合は、通信事業者にとってマイナス方向に働く。



KDD RESEARCH



●フィリピンの最近の通信事情

10. おわりに

フィリピンは、海外からの資本移動が比較的少ない状態にあったため、通貨経済危機の影響をあまり受けなかったと言われている。確かにマスコミ報道においても、韓国、インドネシア、タイほど目立たなかった。

21世紀を前に、東南アジアの経済も最近は再び回復基調をつかんだと報道されており、今後また外資の流入増加が見込まれる。東南アジアは過去2年の通貨経済危機の経験を経て、短期外国資本への対処や自国経済体質の強化等について教訓を得た筈であり、こうした中、フィリピンにおいても通信産業の一層の自由化、開放とこれに噛み合った効率的規制が基本的には望まれる。

■別表：電話サービスを提供メニューに持つ主な事業者

事業者名	主要サービス分野	固定電話加入者 線敷設担当地域	資本構成 ()：率、外国籍
PLDT	総合的フラッグキャリア	全国	First Pacific (17.2) 他
Smart	全国セルラー、地域電話、 国際電話	第1、第3地域 マニラ一部	NTT (37) First Pacific (HK) Metro Pacific 他
PilTel	全国セルラー、地域電話	第9、第10地域	PLDT (57) 他
ICC/Bayantel	地域電話、国際電話	第6地域 マニラ一部	Ropez group (67) Bell Atlantic (20/USA) TelecomAsia (タイ) 他
Globe	全国セルラー、地域電話、 国際電話	第5、第11地域 マニラ一部	SingTel (38) Ayala Corp. (38) 他
Islacom	全国セルラー、地域電話、 国際電話	第7、第8地域	Delgado家 Shinawatra (タイ/30) DT (10)
BellTel	地域電話、国内長距離電 話、国際電話	全国	100%フィリピン資本
Extelcom	全国セルラー、地域電話	自己申請により NTCより割当て	Millicom Int'l (40/ルクセンブルグ) Marifil Holdings 他
ETPI	国際電話、地域電話	第2地域、マニラ一部	C&W (40) 他
Capwire	国際電話、地域電話	第4地域	PT&T KT (韓国)
Digitel	国際電話、地域電話	第1～5地域	JG Summit Holding Telia (9.8/スウェーデン) 他
PhilCom	国際電話、地域電話	第9、第10地域	Asian Petroleum Corp. (42) Belle Resources Corp. (18) Comsat Investment (16.3)
PT&T	国際電話	-----	Santiago家 他 100%フィリピン資本





(注) 地域電話とは、地域内「長距離」電話も含まれる。上記のほか、地方の市内電話会社 (Local Exchange Carrier) には例えば次のようなものがある。アルファベット順。
括弧内は所在地。

Banahaw Telephone Company (Majayjay, Laguna)、Bataan Telephone Exchange (Orani, Bataan)、Bicol Telephone and Telegraph, Inc. (Legaspi City)、Bicol Rural Telephone Company, Inc. (Cavite)、Butuan Telephone Company, Inc. (Butuan City, Agusan del Norte)、Calapan Telephone Systems, Inc.、Calbayog City Telephone System (Calbayog City, Western Samar)、Camiguin Telephone Cooperative, Inc. (Mambajao, Camiguin)、Continental Telecommunications Systems, Inc. (Makati City)、Countrywide Telecoms, Inc. (Cebu City)、Cruz Telephone Company, Inc. (Taytay, Rizal)、Danao Telephone Company (Danao City, Cebu)、Eastern Visayas Telephone Company (Tacloban City, Leyte)、General Telephone System, Inc. (Cavite)、Independent Telephone Company, Inc. (Binan, Laguna)、IPIL Telephone Company (Zamboanga City)、Iriga Telephone Company (Iriga City, Camarines Sur)、Labo Telephone System (Labo, Camarines Norte)、LM United Telephone Company, Inc. (Calabanga, Camarines Sur)、Lukban Telephone System, Inc. (Lukban, Quezon)、Maranao Telephone Company, Inc. (Iligan City, Lanao del Norte)、Marbel Telephone System, Inc. (Koronadal, South Cotabato)、Mati Telephone Corp. (Mati, Davao Oriental)、Mayon Telephone Corp. (Legaspi City)、Metrokidapawan Telephone Corp. (Kidapawan, North Cotabato)、Midsayap Communication System (Midsayap, North Cotabato)、North Camarines Telephone Company Inc. (Daet, Camarines Norte)、Northen Telephone Company (Consolacion, Agoo, La Union)、Ormoc Telephone Company, Inc. (Ormoc City, Leyte)、Pampanga Telephone Company, Inc. (Macabebe Pampanga)、Panay Telephone Corp. (Kalibo, Aklan)、Panay Telephone Corp. II (Passi, Iloilo)、Princess Urduja Communications Inc. (Makati City)、Pacitelcom, Inc. (Meywauayan, Bulacan)、RC Yulo Telephone System (Binalbagan, Negros Occidental)、RMC Telecommunications Company (Naujan, Oriental Mind)、Romblon Telephone Company, Inc. (Romblon, Romblon)、San Carlos City Telephone System Negros (San Carlos, Negros Occidental)、San Carlos Telephone Company Pangasinan (San Carlos City)、Santos Telephone Corp. (Calauag, Quezon)、Southern Iloilo Telephone Company, Inc. (Miag-Ao, Iloilo)、Southern Telecommunications Company (Manolo Fortich, Bukidnon)、Sultan Kudarat Telephone System Inc. (Tacurong, Sultan Kudarat)、Telecommunications Mgt & Services, Inc. (Toledo City, Cebu)、Victorias Telephone System (Victorias City, Negros Occidental)、Western Batangas Telephone System, Inc. (Balayan, Batangas)

【出典・参考文献】

KDDマニラ事務所報告

KDD総研R&A (1997/2、1997/3)

Telecoms Markets and Strategies Southeast Asia (Pyramid Research社 1998/3)

Pyramid Research社 Advisory Service

ASIAN COMMUNICATIONS (1996/Jun.、1997/Dec.、1998/Dec.)

Telenews Asia (1999/5/6)

Mobile Asia Pacific (Feb/Mar 1999)

フィリピン民営電話事業者協会関連のHP (www.pldt.com.ph/paptelco/members.htm)

日本工業新聞 (1999/6/23)

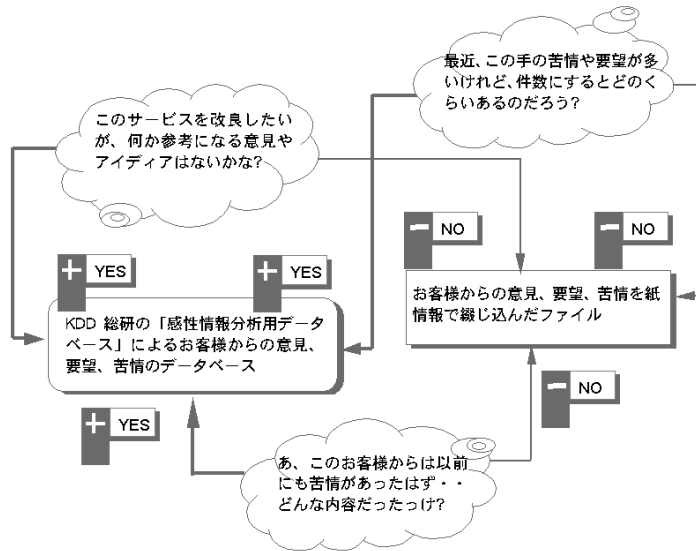


KDD RESEARCH

「お客様の声」を眠らせていませんか？

～ (株) KDD総研が活用のお手伝いをいたします～

(株)KDD総研では、自社開発した「感性情報分析用データベース」を用いて、従来、定量化するのが面倒であった、さまざまな文章情報に含まれている定性的な情報を、定量的、論理的に分析するサービスをご提供いたしております。感性情報の宝庫とも考えられる、お客様からの苦情、要望等の文章データ、その他、各種アンケート調査のデータを活用されてはいかがでしょうか。



お問い合わせは

(株) KDD総研 情報メディア研究部

〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3

KDDビルアネックス4F

電話：03-3347-9116 FAX：03-3347-9123

e-mail：se-miyake@kdd-ri.co.jp

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

1999 July



- 発行日
- 発行人
- 編集人
- 発行所

1999年7月20日

松平 恒和

安道 宰一郎

株式会社 KDD総研

〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3 KDDビルアネックス4F

TEL. 03 (3347) 9139 FAX. 03 (5381) 7017

- 年間購読料
- レイアウト・印刷

30,000円 (消費税等・送料込み、日本国内)

株式会社丸井工文社



海外販売代理店

■KDD Europe Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.

Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

■KDD TELECOMET Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Düsseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

■KDD TELECOMET H.K. LTD.

Unit 2901, 29/F Hong Kong Telecom Tower
Taikoo Place, Quarry Bay, Hong Kong

Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

■眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

■海外新聞普及 (株) (OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9

Tel:03 (5476) 8131 Fax:03 (3453) 9338